



平成 31 年 1 月 16 日

各 位

東京都中央区新川一丁目 28 番 44 号  
アクリティブ株式会社  
代表取締役 社長 菅原 猛  
(コード番号：8423 東証一部)  
問い合わせ先 常務取締役 高山 浩  
TEL 03-3552-8701

**株式併合並びに単元株式の定めの廃止及び  
定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 12 月 20 日付け当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「平成 30 年 12 月 20 日付け当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、株式併合並びに単元株式の定めの廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から平成 31 年 1 月 31 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 31 年 2 月 1 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ①併合する株式の種類  
普通株式

②併合比率

平成 31 年 2 月 6 日（予定）をもって、平成 31 年 2 月 5 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式 2,241,480 株を 1 株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

42,860,681 株

④効力発生前における発行済株式総数

42,860,700 株

(注) 当社は、平成 30 年 12 月 20 日開催の取締役会において、平成 31 年 2 月 5 日付で自己株式 566,800 株（平成 30 年 11 月 24 日時点で当社が保有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤効力発生後における発行済株式総数

19 株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

75 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、芙蓉総合リース株式会社（以下「芙蓉総合リース」といいます。）及び株式会社ドンキホーテホールディングス（以下「ドンキホーテホールディングス」といいます。）以外の株主の皆様の保有する株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる 1 株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 235 条第 2 項が準用する会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を芙蓉総合リースに売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成 31 年 2 月 5 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する普通株式の数に本公開買付けにおける買付け等の価格と同額である 415 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られな

い場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、平成30年12月20日付け当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ①本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である平成31年2月6日に当社株式の発行可能株式総数は75株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ②本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は19株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第6条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である平成31年2月6日に効力が発生いたします。

## 3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	平成31年1月16日（水）
② 整理銘柄指定	平成31年1月16日（水）（予定）
③ 当社株式の売買最終日	平成31年1月31日（木）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	平成31年2月1日（金）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	平成31年2月6日（水）（予定）

以 上